

基労保発 0414 第 1 号
平成 23 年 4 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

労災保険給付等の本省払い化に係る請求人等への周知について

標記については、平成 23 年 1 月 24 日付け基労保発 0124 第 1 号「労災保険給付等の本省払い化に伴う機械処理等について」の記の 5 において、別途通知することとしていたところであるが、本省払い化される労災保険給付等については、支給決定・不支給決定通知書は労働基準監督署（以下「署」という。）又は都道府県労働局（以下「局」という。）から、また、支払振込通知は本省（労働基準局長名）からの通知に変更となることから、請求人等への周知に関して下記に留意の上、その実施に遺漏のないようお願いする。

なお、次期労災行政情報管理システム（以下「次期労災システム」という。）の稼働は、平成 23 年 5 月 9 日（月）を予定しているところである。

記

1 周知先及び周知方法等

(1) 本省

本省においては、平成 23 年 4 月 20 日（水）までに厚生労働省ホームページに別紙 1 の内容を掲載するほか、別紙 2 の関係団体等に対し、別紙 3 の内容により文書周知を行うこととする（平成 23 年 4 月 15 日（金）発出予定）。

(2) 局及び署

ア ホームページへの掲載について

局においては、別紙1の内容を参考に、厚生労働省ホームページへの掲載後、可及的速やかに、局で運営しているホームページに同旨掲載する（又は厚生労働省ホームページにリンクを貼る）こと。

イ 関係団体への文書周知について

局においては、別紙2の都道府県単位の関係団体に対し、平成23年4月22日（金）までに、別紙3を参考に、文書による周知要請を行うこと。

また、別紙2の関係団体に限らず、各局において、管内の実情に照らし、必要と認める関係団体等があれば、本通達の趣旨を逸脱しない範囲で、適宜、周知依頼を行うこととしても差し支えないこと。

ウ 目隠しシールによる周知について

支給決定・支払振込通知書に貼付する目隠しシールは、別紙4の周知内容を記載したもの（以下「周知用目隠しシール」という。）を優先的に用いることとする。

なお、周知用目隠しシールは、本省から平成23年4月20日（水）頃までに局署に配付する予定である。

エ その他周知について

局署においては、請求人等に対し、別紙1-3の周知文案の局署内への掲示及び備え付け等により効果的な周知を行うこと。

2 受給者等からの照会に対する対応

受給者等から本省払い化に関する照会があった場合には、別紙5の想定問を参考に、親切・丁寧な説明を行うこと。

ホームページによる周知記事(案)

厚生労働省：平成22年8月1日から労災年金給付等に係る給付基礎日額のスライド率修訂が実施されます。 - Windows Internet Explorer
<http://www.mhlw.go.jp/topics> Live Search
 ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)
 ☆ 厚生労働省：平成22年8月1日から労災年金...

厚生労働省
 ホーム 印刷 検索 ありごとう 労災補償部 12/12/12
 文字サイズの変更 中 大 (閉)

ご覧のページ内容について多くの皆さまのご意見をお待ちしています。 [お問い合わせ](#)

トピックス

労災保険の支払を受ける皆様へ

労災保険給付等の振込通知書が変わります

休業(補償)給付を始めとする保険給付等の口座振込は、現在、管轄の労働基準監督署(一部の保険給付等は都道府県労働局)において行っておりますが、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、今後は、厚生労働本省において口座振込を行うこと(以下「本省払い化」といいます。)を予定しております。

これに伴い、現在、保険給付等の支払の際に労働基準監督署から皆様へ送付しております「支給決定・支払振込通知書」の「はがき」が変更され、本省払い化後は、労働基準監督署からは「支給決定通知書」を、厚生労働本省からは「支払振込通知書」をそれぞれ別々に、請求書に記載された住所へ送付することになります。

「支給決定通知書」とは … 労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。
 「支払振込通知書」とは … 保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

※本省払い化は平成23年5月以降に行う予定です。対象となる労災保険給付等については [こちら](#)(PDF:***KB)をご覧ください。 [別紙1-2へリンク](#)

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

※「[労災保険の支払を受ける皆様へ](#)」(PDF:***KB) [別紙1-3へリンク](#)

照会先：厚生労働省労働基準局 労災補償部
 労災保険業務課 企画調整係
 電話 03-3920-3786

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。
 Adobe Readerは無料で配布されています。
 (次のアイコンをクリックしてください。)

Adobe Reader

トップへ
 厚生労働省ホームページ トピックス

登録済みサイト | 保護モード | 閉
 100%

本省払い化の対象となる労災保険給付等

以下の保険給付等については、厚生労働本省において支払手続（口座振込手続）を行うこととする予定です。

- ① 療養（補償）給付たる療養の費用
- ② 休業（補償）給付
- ③ 介護（補償）給付
- ④ アフターケア通院費
- ⑤ 障害（補償）一時金
- ⑥ 遺族（補償）一時金
- ⑦ 障害（補償）年金前払一時金
- ⑧ 障害（補償）年金差額一時金
- ⑨ 遺族（補償）年金前払一時金
- ⑩ 特別遺族一時金
- ⑪ 葬祭料（葬祭給付）

ただし、受任者払い（都道府県労働局長の指名する柔道整復師等への受任者払いを除く。）、送金払い等、一部の支払方法は除きます。

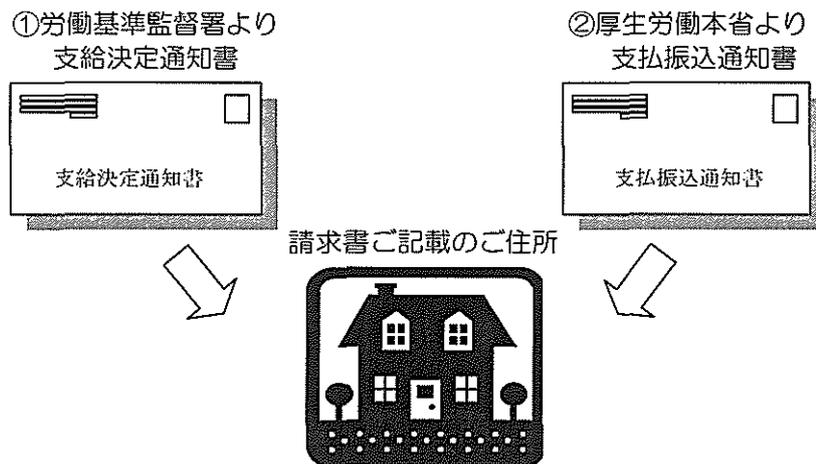
詳しくは、本省（照会先）までお尋ねください。

労災保険の支払を受ける皆様へ

労災保険給付等の振込通知書が 変わります

皆様への保険給付等の口座振込に当たっては、現在、管轄の労働基準監督署（一部の保険給付等は都道府県労働局）において手続を行っておりますが、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、今後は、厚生労働本省において手続を行うこと（以下「本省払い化」といいます。）を予定しております。

これに伴い、現在、保険給付等の支払の際に労働基準監督署から皆様へ送付しております「支給決定・支払振込通知書」の「はがき」が変更され、労働基準監督署からは「支給決定通知書」を、厚生労働本省からは「支払振込通知書」をそれぞれ別々に、請求書に記載された住所へ送付することになります。



「支給決定通知書」とは・・・ 労災保険から支給できるかどうか、また支給できる場合は、その額をお知らせするものです。

「支払振込通知書」とは・・・ 保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするものです。

※ 本省払い化は平成 23 年 5 月以降に行う予定です。

以上につきまして、皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

詳細についてはお近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課

本省から周知要請を行う関係団体等（案）

- 1 全国社会保険労務士会連合会
〒103-8346
東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館
- 2 財団法人労災保険情報センター
〒112-0004
東京都文京区後楽1丁目4番25号 日教販ビル
- 3 社団法人全国労働保険事務組合連合会
〒102-0074
東京都千代田区九段南4丁目8番8号 九段ポンピアンビル

(案)

別紙 3

基労保発****第*号
平成 23 年**月**日

関係団体の長 あて

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

労災保険給付等の支払機関変更に係る周知について（お願い）

平素より労災補償行政の円滑なる推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、現在、労働基準監督署又は都道府県労働局（以下「地方局署」といいます。）で行っている休業（補償）給付を始めとする、労災保険給付等の支払事務処理（口座振込手続）について、行政事務の効率化のためシステム更改を行い、今後は、厚生労働本省（以下「本省」といいます。）において行うこと（以下「本省払い化」といいます。）を予定しております。

これに伴い、現在、労災保険給付等の支給に係る通知は、受給者に「支給決定・支払振込通知書」（はがき 1 葉）を送付することにより行っておりますが、本省払い化後は、地方局署から「支給決定通知書」を、本省から「支払振込通知書」をそれぞれ別々に送付して行うこととなります。

これらにつきましては、本省及び地方局署において、ホームページへの記事掲載等により受給者の皆様を始め関係する方々への周知広報に努めてまいります。貴団体におかれましても、管下会員、関係機関等に対してご周知いただくようお願い申し上げます。

※本省払い化は平成 23 年 5 月以降に行う予定です。対象となる保険給付等は別紙をご参照ください。

照会先 : 厚生労働省労働基準局 労災補償部
労災保険業務課 企画調整係
電話 03-3920-3786

本省払い化の対象となる労災保険給付等

以下の保険給付等については、厚生労働本省において支払手続（口座振込手続）を行うこととする予定です。

- ① 療養（補償）給付たる療養の費用
- ② 休業（補償）給付
- ③ 介護（補償）給付
- ④ アフターケア通院費
- ⑤ 障害（補償）一時金
- ⑥ 遺族（補償）一時金
- ⑦ 障害（補償）年金前払一時金
- ⑧ 障害（補償）年金差額一時金
- ⑨ 遺族（補償）年金前払一時金
- ⑩ 特別遺族一時金
- ⑪ 葬祭料（葬祭給付）

ただし、受任者払い（都道府県労働局長の指名する柔道整復師等への受任者払いを除く。）、送金払い等、一部の支払方法は除きます。

詳しくは下記照会先までお尋ねください。

照会先 : 厚生労働省労働基準局 労災補償部
労災保険業務課 企画調整係
電話 03-3920-3786

本省払い化に係る想定問

(問1)「本省払い化」とのことだが、具体的にどう変わるのか。

(答)

- 1 保険給付等の支払に係る口座振込が厚生労働本省から行われること。
ただし未支給金、受任者払い等については、現行どおり、労働基準監督署又は労働局からの振込となる。
- 2 支給決定通知及び支払振込通知については、現在、労働基準監督署又は労働局から1枚のはがきでお知らせしているところであるが、本省払い化後は別々になる。
具体的には、支給決定通知書は労働基準監督署又は労働局から送付し、支払振込通知書は、厚生労働本省から送付する。

(問2)なぜ、保険給付等の支払を本省で行うこととなったのか。

(答)

保険給付等の支払事務の合理化等のために、今般の本省払い化を行うこととしたものである。

[参考]

簡素で効率的な政府の実現を目指す「電子政府構築計画」(平成15年7月)を受けて、厚生労働省は、労災保険給付業務について、システムの一元化・集中化等により行政コストを削減し、事務の効率化・合理化を図るために「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月28日決定)を策定し、これまで監督署で支払っていた休業(補償)給付を中心とした保険給付等を、厚生労働本省において支払うこととするものである。

(問3) 本省払い化によって、今よりも入金が遅くなるのではないか。

(答)

受給者の皆様に、給付金の受け取りが遅れるというご不便をおかけすることはないと考えている。

[参考]

本省払い化においては、週1回の支払日を定め、全国の監督署はその3日前(データ締切日)までに支払データのシステム入力を行えば、これを本省の新システムが自動処理し、支払日にADAMS(官庁会計事務データ通信システム)から日本銀行を経由して各受給者の指定の金融機関口座へ振込手続きがなされ、その大部分(漁業協同組合等、一部の金融機関を除く)が支払日の当日に口座振込が行われることとなる。

(問4) 現在、通知書のはがきは1枚なのに、今後はなぜ2枚になるのか。

(答)

現在、以下の2通りの内容をはがき1枚で通知しているところである。

- ① 支給決定通知 … 労災保険から支給できるかどうか、また、支給できる場合は、その額をお知らせするもの。
- ② 支払振込通知 … 労災保険給付等の口座振込の手続を行ったことをお知らせするもの。

このうち、①については、本省払い化の有無によらず、請求に対する労災保険給付を支給するかどうかの決定を行う労働基準監督署長から通知する必要がある。

一方、②については、口座振込の手続を行う厚生労働本省から通知する必要がある。

以上により、本省払い化後は、従前と異なり、通知書のはがきが2枚となるため、ご理解をお願いしたい。

[参考]

労働者災害補償保険法施行規則第19条第1項において、「所轄都道府県労働局長又は所轄労働基準監督署長は、保険給付に関する処分(中略)を行った

ときは、遅滞なく、文書で、その内容を請求人、申請人又は受給権者若しくは受給権者であつた者(中略)に通知しなければならない。」と規定されており、また、不服申立てに係る請求人への説明や受付等の対応は原処分庁で行うこととされていることから、保険給付等の支給又は不支給は、その決定権限を有する労働基準監督署長が行うため、決定通知書の発送は労働基準監督署において行うものである。

一方、支払振込通知書については、保険給付の支払は、本省官署支出官(厚生労働省労働基準局長)が行うこととなるため、本省から送付することとしたものである。